

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

ふぐ処理者の認定制度が全国で平準化され、国内に流通する処理済みのふぐの安全性が確保されることから、ふぐ加工製品の取扱い等の届出に係る規定を削除するなど、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年条例第 26 号）を改正することに伴い、関連規定を整備する。

2 改正の内容

- (1) ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度の廃止に伴い、関連規定を整備する。
（第 1 条、第 1 条の 2、第 13 条、第 15 条～第 18 条、第 21 条、第 22 条の 2、第 13 号様式～第 16 号様式、第 20 号様式及び第 20 号様式の 2 関係）
- (2) ふぐ包丁師試験の学科試験の科目を改正する。（第 3 条関係）
- (3) 知事が適当と認めるふぐの取扱いに関する試験の規定を改正する。（第 7 条及び別表関係）
- (4) 営業者及びふぐ包丁師の遵守事項について、知事が衛生上必要と認める事項を規定する。（第 13 条関係）
- (5) その他、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日